

2026年7月8日
慶應義塾大学

本学教員による研究活動における不正行為について

慶應義塾大学は、本学教員の研究活動の中に、盗用行為があったものと認定しましたので、ここに公表いたします。

1.経緯

2024年9月、本学研究活動等に関する申し立て窓口に対し、本学教員である被申し立て者が執筆した論文に盗用の疑いがあるという申し立てがありました。本学及び被申し立て者が調査対象論文執筆時に所属していた大学との共同調査として、本調査委員会を設置し、調査を行った結果、以下の不正行為が明らかになりました。

2.不正行為の概要

本調査委員会では、調査対象論文において指摘された箇所の論旨や記載内容を精査し、

- ・研究者のコミュニティにおいては出典の表示をすることが常識であるか
- ・科学者の行動規範および社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱が甚だしいものであるか

について検討しました。その結果、調査対象論文において、類似性、不適切な引用方法等があり、「他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること」という盗用があったものと認定しました。

なお、調査対象論文の執筆に公的研究費は使用されておられません。

3.本日までに本学が行った措置

被申し立て者に対し、学内規則に基づき必要な措置をとりました。

4.本調査委員会委員の構成（調査を終了した2026年1月27日時点の体制）

本学専任教員（教授3名、准教授1名）、外部有識者（他大学教授3名、名誉教授1名、弁護士1名）

5 調査の方法、手順等

（1）書面調査

申し立て者から申し立てのあった38点と追加申し立てのあった4点の指摘事項について、盗用の有無を確認しました。調査対象論文、盗用されたことが疑われた先行研究、被申し立て者から提出された研究ノートと比較し、必要に応じて調査対象論文に注記

された参考文献や関連の先行研究を調査しました。

(2) AI による書面調査の補完

AI の研究を専門とする委員の協力を得て、類似・近似に関しての調査を行いました。

(3) ヒアリング

書面調査にて生じた疑問について被申し立て者へのヒアリング、申し立て者へのヒアリングを行いました。

6.再発防止について

今回の事例を学内で共有し、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を怠ることのないよう、本学のガイドラインに定められた不正行為について周知徹底します。また、研究者が行う各成果発表が、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けるものに該当するかよく確認させると同時に、本学の「研究資料等の保存に関するガイドライン」を遵守できているかについて注意喚起します。

なお、被申し立て者の氏名については、研究コンプライアンス委員会の協議に基づき公表を控えております。

以上